

発 案 書

県議第十五号

学校施設への空調設備の整備促進を求める意見書について

学校施設への空調設備の整備促進を求める意見書を次のように発案する。

令和六年十二月十九日

提出者 岐阜県議会議員 広瀬 修

山内 房 壽

岩井 豊太郎

渡辺 嘉山

川上 哲也

田中 勝士

水野 吉近

中川 裕子

牧田 秀憲

岐阜県議会議長 水野 正敏 様

学校施設への空調設備の整備促進を求める意見書

近年、全国各地で記録的な暑さを更新するなど、夏の暑さが非常に厳しくなっている中、児童生徒が学校内で熱中症になる事例が確認されており、健康被害の防止のための学校施設への空調設備の設置は喫緊の課題となっている。

文部科学省の調査によると、令和六年九月一日現在の全国の小中学校への空調設備の設置率は、普通教室では九九・一％となり、ほぼ全ての普通教室で設置が完了したが、特別教室は六六・九％、体育館等への設置率は一八・九％と低くなっている。また、高等学校では、普通教室で九九・四％となった一方、特別教室は五八・四％、体育館等は一四・〇％と小中学校よりも低い設置率となっており、岐阜県においても、普通教室での設置がほぼ完了した一方で、特別教室や体育館等への設置率が低くなっている。

学校施設は、児童生徒が長時間過ごす学習・生活の場であると同時に、特に体育

館は災害時においては避難所となる重要な施設であるが、財政状況の厳しい市町村では、費用負担の大きさから、空調設備の設置をちゅうちょせざるを得ない。また、高等学校は設置費用に係る国庫補助の対象外とされているため、普通教室への設置が優先され、特別教室や体育館の設置率が低い状態にある。

よって、国においては、学校施設への空調設備の整備促進に向けて、次の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

記

- 一 小・中学校における体育館への空調設備の設置費用に対する国庫補助率の引上げについて、令和七年度までに設定されている期間を延長すること。
- 二 高等学校についても、小・中学校と同様な学習環境の整備が求められているとともに、そのほとんどが避難所に指定されているため、体育館等を含めた学校施設における空調設備の設置費用を国庫補助の対象とし、併せて維持管理費に対する十分な財政支援を行うこと。

三 避難所における空調設備の設置等に活用できる緊急防災・減災事業債について、令和七年度までに設定されている期間の延長や恒久化その他の財政支援の充実を図ること。

令和六年十二月十九日

岐阜県議会議長

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	総務大臣	財務大臣	文部科学大臣	内閣官房長官
長	長	大臣	大臣	大臣	大臣	官

様